

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回さつま警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月14日木曜日 午後3時～午後4時15分
会 議 場 所	さつま警察署2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下7人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 剣道訓練視察</p> <p>(2) 開会</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 協議</p> <p>ア 令和6年の治安情勢と警察署の取組状況について</p> <p>イ 地域住民が強く解決を望んでいると認められる事項について</p> <p>(5) 閉会</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>(委員) 最近ニュースでも全国的に投資詐欺やロマンス詐欺、闇バイトによる強盗事件等の犯罪が増えてきています。 ニュース等で知る限りでは、主に都心部での犯行であると感じますが、いつ田舎でもこのような事件が起こるかはわかりません。 私たちができる防犯対策や、狙われる家と狙われない家の違いがあれば教えていただきたいです。</p> <p>(委員) 周囲の方から、「闇サイトを通じた、若者を使った犯罪を防ぐことができないのか。」という意見がありました。 正しく使うための教育が整っているのか、社会全体の取組の必要性を感じています。</p> <p>(生活安全刑事課長) SNSや闇サイト等インターネット環境を利用して、著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集し、詐欺や強盗といった犯罪に加担させる、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる事件が、近日、報道されているところだ。 そのような状況を踏まえ、以下お答えいたします。 1点目は防犯対策等についてです。 主に首都圏で発生している強盗事件については、現在、関係都府県警察において鋭意捜査を推進中のところ、いまだその手段方法等の詳細が明らかになっていませんが、今後の捜査において犯行の全容が解明されれば、被疑者グループが「なぜ被害家屋を犯行場所に選定したのか。」などの具体的理由についても明らかにされると考えられるところだ。 その結果に応じて、多角的かつ具体的な防犯対策や注意すべき事項等をお示しすることができると考えられます。 そのような中、現時点において、特に重要な対策としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者や不審車両を見掛けた際の早期通報 ○ 不審電話があった際の早期通報 <p>が挙げられます。 犯行前に犯人グループが下見行為を行ったというような一部報道も認められるところではありますが、犯罪予兆の可能性ある事象についての早期通報は、抑止に大きく影響するところでもあります。 そのほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯性能の高い窓ガラスの設置 ○ 防犯カメラや録画機能付きインターホンの設置 ○ センサー付きライトの設置 <p>等、住まいの防犯対策も効果的です。 さつま警察署におきましては、住民の皆様の御協力をいただきながら、不審者や不審電話等の犯罪予兆を見逃すことなく、組織的対応を講じてまいりたいと思います。</p>	

2点目は、これら事案に関する若者への犯罪防止活動についてです。

「闇サイト」の利用やSNSを通じた「闇バイト」募集に起因する犯罪の実行犯を生まないために、保護者、教職員、少年ボランティア等、少年の健全育成に携わる方々が連携し、犯行グループによる犯罪実行役の募集実態や危険性・悪質性について、具体的に発信していくことが重要です。

県警察におきましては、非行防止教室等を通じ、具体的な実態や危険性を広報するなどの取組を推進していますが、引き続き、発生状況や新たに判明した犯罪手口に応じた犯罪防止活動を迅速に推進してまいります。

あわせて、インターネット上のこれら募集情報や書き込みに対しては警告文を送信し、同アカウントでの募集活動を実質的に困難化させる施策も講じていますが、犯罪グループも犯行手段をますます巧妙化させているため、それに応じた対策を逐次講じることとしています。

以上2点申し上げましたが、さつま警察署におきましては、県警察本部と連携の上、住民の皆様へのタイムリーな情報提供や、防犯上特に注意すべき箇所への重点的なパトロール活動を推進するなど、治安維持活動を一層推進し、安全安心な生活環境の構築に万全を期していく所存です。

(委員) 町外から防衛施設誘致に反対するためにさつま町に入って来ていると聞きます。

状況や対策があるのなら教えてください。

(警備課長) 報道されているとおり、防衛施設誘致に関し、賛成や反対等の様々な意見が挙がっていることや各種運動が行われていることは、承知しております。

警察としましては、「公共安全と秩序の維持に当たる。」という警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警察措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしています。

(委員) 車両を運転中に方向指示器（ウインカー）の表示が遅い（場合によっては合図を出さない。）方を多く見掛けます。

例を挙げれば

① 丁字路停止（信号機あり・なし）で先頭車両なのに停止線で止まっても左右の方向を示さない。

② 右折車線で信号機が赤で停車し、先頭車両にもかかわらず右折表示を出さな

いで、青信号になって発進した後指示器を出す。

場合によっては指示器を出さずにそのまま右折する。（違反）

似たような例はほかにもあると思います。

方向指示器の表示は、30m手前からとなっていると認識しています。

急な表示・減速では後方車両の追突事故の発生も考えられます。

免許更新時等で交通法規の遵守を呼び掛けてもらい、事故の未然防止を促してほしいと思っています。

(地域交通課長) 御指摘のとおり合図については、道路交通法第53条、道路交通法施行令第21条第1項において、「右折、左折の合図は、その行為をしようとする地点または交差点の手前の側端から30メートル手前の地点に達したとき。」と規定されております。

運転者の義務として適正に合図を行うことは、交通事故の未然防止の観点から効果的ですので、更新時講習や高齢者サロン等各種法令講習等あらゆる機会を通じて、引き続き交通法規の遵守について呼び掛けてまいります。

また、更新時講習等の際に配布される交通教本にも交通法規について記載されておりますので、併せて周知を図ってまいりたいと思います。

(委員) 警察の仕事がどうかわかりませんが、知り合いの2人の方から、「街灯が欲しい。」との声がありました。

1人は鶴田地区在住の中学生の親の方で、「バス停に子供を歩いて迎えに行くが街灯が少ない。あっても灯りが弱いのでもっと明るい方がいい。」という意見です。

もう1人は祁答院町在住の方ですが、「さつま町山崎を歩いて帰る子供たち心配である。よく学校から安心メールが届くが、考えられないような変質者のメール等もあり、バイク通学の生徒が安心できる街灯の明るさと数がほしい。」という意見です。

(生活安全刑事課長) 一般道路に設置されている街路灯は、主に夜間の交通の安全と円滑化のために設置される「道路街路灯」や、夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止のために設置される「防犯灯」等があり、それぞれの目的や設置箇所により、国や県をはじめとする道路管理者や、さつま町、各自治会等、その維持管理については様々であるものと承知しています。

今回の御意見につきましては、差し当たり「さつま町総務課」へ連絡してありますので、詳細な場所等を含めて御相談いただければと思います。

さつま警察署におきましては、様々な御意見を踏まえ、交通危険箇所や防犯上注意すべき箇所を重点とした警ら活動や各種取締り活動を推進し、安心安全な生活環境の構築に向けて、引き続き諸対策に取り組んでまいります。

(委員) 衆議院議員選挙も終わりましたが、選挙活動に誘われたりした際に注意しなければならない点などを教えてください。

(生活安全刑事課長) 選挙につきましては「公職選挙法」において、候補者や政党のみならず一般有権者にも適用される「選挙運動」や「投票」に関する規定が定められており、それら規定に違反した場合は刑罰が科せられたり、選挙権や被選挙権を一定期間失ったりすることもあります。

公職選挙法につきましては、それぞれの選挙事務を管理する選挙管理委員会が所管しているため、警察はお答えする立場になく、詳細は担当の選挙管理委員会へお問い合わせいただければと思いますが、さつま警察署といたしましては、引き続き、悪質な違反の取り締まりなど、公正な選挙を実現するための警察活動を推進してまいる所存です。

なお、皆様方「警察署協議会委員」につきましては、非常勤の特別職地方公務員とされています。

「警察署協議会委員としての地位」があるために、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して選挙運動等を行った場合は、法に抵触するおそれがありますので御注意いただければと思います。

(委員) 北朝鮮の人権侵害問題に関する資料をいただきましたが、さつま署の活動内容を教えてください。

(警備課長) 当署では交番や駐在所が発行するミニ広報紙での広報のほか、鶴田ダム管理所に協力依頼し、鶴田ダムの電光掲示板での広報活動を実施しています。

(委員) 先般、「被害届を受理していなかった。」ということで県警察職員が処分を受けたという報道がありました。どういうことでこのような不適切なことが起きているのですか。

(署長) 事案につきましては本部担当課で対応しており、詳細を把握していない当署としては回答困難ではありますが、一般論として申し上げれば、被害届受理やその際の説明が適切ではなかったものでありますので、今後、その点も踏まえて適切に対応する必要がありますと考えています。

備 考	
-----	--